

総社市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第11号

総社市職員定数条例等の一部を改正する条例

(総社市職員定数条例の一部改正)

第1条 総社市職員定数条例(平成17年総社市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防機関及び水道企業の事務部局(教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。以下同じ。)に勤務する一般職の地方公務員(臨時及び非常勤の職員を除く。)をいう。	(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防機関及び水道企業の事務部局(教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。以下同じ。)に勤務する一般職の地方公務員(教育長並びに臨時及び非常勤の職員を除く。)をいう。

(総社市職員コンプライアンス条例の一部改正)

第2条 総社市職員コンプライアンス条例(平成26年総社市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)	(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

改 正 後	改 正 前
第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。 (2)～(8) 略	第3条第2項に規定する一般職に属する職員(教育長を除く。)をいう。 (2)～(8) 略

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第2条,第3条関係)				別表第1(第2条,第3条関係)			
職 名	区 分	報 酬		職 名	区 分	報 酬	
		日 額	月 額		日 額	月 額	年 額
		円	円			円	円
教育委員会委員			56,000	教育委員会委員長		円	67,000
略				教育委員会委員			56,000
				略			
備考 略				備考 略			

(総社市教育委員会教育長の給与,勤務時間等に関する条例の一部改正)

第4条 総社市教育委員会教育長の給与,勤務時間等に関する条例(平成17年総社市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には,当該改正部分を当該改正後部分に改め,改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には,当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき</u> ,総社市教育委員会の教育長(以下「教育	(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき</u> ,総社市教育委員会の教育長(以下「教育長」とい

改 正 後	改 正 前
<p>長」という。)の給与及び旅費について定めるとともに、その勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づく職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（勤務時間等及び職務に専念する義務の特例） 第6条 教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例については、<u>総社市一般職員</u>の例による。</p>	<p>う。)の給与、<u>勤務時間等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（勤務時間） 第6条 教育長の勤務時間については、<u>総社市職員</u>の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例（平成17年総社市条例第30号）</u>の例による。</p>

（総社市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（旅費の調整） 第24条 略 2 各任命権者は、職員が次に掲げる者に同行して宿泊しなければ公務上支障を来すときは、これらの者の旅費に相当する旅費を支給することができる。 （1）略 （2）市教育委員会の<u>教育長及び委員</u> （3）～（7）略</p>	<p>（旅費の調整） 第24条 略 2 各任命権者は、職員が次に掲げる者に同行して宿泊しなければ公務上支障を来すときは、これらの者の旅費に相当する旅費を支給することができる。 （1）略 （2）市教育委員会の<u>委員長、委員及び教育長</u> （3）～（7）略</p>

（総社市特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 総社市特別職の職員等の退職手当に関する条例（平成17年総社市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">総社市特別職の職員の退職手当に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、市長、副市長及び総社市教育委員会教育長（以下「特別職の職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、特別職の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての勤続期間を乗じて得た額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、特別職の職員となった日から退職した日までの月数による。ただし、この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 特別職の職員が退職した日又はその翌日に再び特別職の職員となったときの在職期間の計算については、通算しない。地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員として在職した後退職し、かつ、退職の日又はその翌日に特別職の職員となったときも、同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員に支給する退職手当の支給については、職員退職手当条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p style="text-align: center;">総社市特別職の職員等の退職手当に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、市長、副市長及び総社市教育委員会教育長（以下「特別職の職員等」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、特別職の職員等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員等としての勤続期間を乗じて得た額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、特別職の職員等となった日から退職した日までの月数による。ただし、この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 特別職の職員等が退職した日又はその翌日に再び特別職の職員等となったときの在職期間の計算については、通算しない。地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員として在職した後退職し、かつ、退職の日又はその翌日に特別職の職員等となったときも、同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員等に支給する退職手当の支給については、職員退職手当条例の適用を受ける職員の例による。</p>

(総社市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第7条 総社市教育委員会委員定数条例（平成20年総社市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、総社市教育委員会の委員の定数は <u>5人</u> とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、総社市教育委員会の委員の定数は <u>6人</u> とする。

附 則

この条例は、平成29年5月12日から施行する。